



平成29年3月17日

発行所 比之宮公民館

〒696-0711

邑智郡美郷町宮内562-5

電話 0855-82-3474

Fax 0855-82-3800

2月26日(日)午前10時から景山町長をはじめ西嶋議長、旗根議員、栗原議員、福島議員、田邊教育長、漆谷教育課長、難波公民館長のご臨席を頂き盛大に開催されました。今年の新しい取組は、邑智小学校の石川さんに、唱歌「ふるさと」に合わせ「比之宮の一年」の映像を作成して頂き、プログラムの最後、映像を見ながら全員で合唱しました。胸をつつ映像で、心豊かに第12回比之宮ふれあい祭を終えました。



子ども会



宮内1自治会 (ゆり組)



村之郷2自治会 (むらじ一座)



宮内2自治会



舞踊教室



町政懇談会開催

3月2日(木)午後7時から、景山町長をはじめ14人の町執行部を迎え、地元からは27人が出席して開催されました。事前質問として1、消防施設、三江線代替バス



比敷自治会 (比敷ダンサーズ)



宮内1自治会 (ばら組)



村之郷1自治会

同和問題学習会開催

3月5日(日)午前10時45分から、ビデオ「夫婦で差別と闘います」を視聴後、派遣社会教育主事の古田先生を講師に、ビデオプログラムが行われました。部落差別の起源や、なぜ部落差別があるかなど話し合いました。



PPT合同会議開催

3月14日(火)午後7時から小さな拠点づくりの合同会議が行われました。U・ターン・空家対策の取組み状況は、先に地域内の空家調査を終え、これから空家利用できる物件について検討が進められます。生活交通・買物部会でも実態調査が終わり、地域内の生活交通をどのように充実させていくかを、今後検討していくことになりました。

小さな拠点づくり発表

3月4日(土)あすてらす(大田市)に於いて、県下で「小さな拠点づくり」に取り組んでいる地域の情報共有会があり、上田会長さんが比之宮連合自治会の取り組みについて報告されました。比之宮連合自治会を含め県下13団体の報告がありました。



3、集落富農4、特産品5、空家対策6、除雪7、保育園への送迎8、都賀西堤防道の拡幅の9項目を提出してあります。後日、役場から回答が出されることと思います。行政と住民とが協働していく場となったことと思います。



婦人会総会開催

3月5日(日)午前9時から婦人会総会が行われ、今年は役員改選で、本会の役員は留任されました。

会長 浜田明美さん(村之郷2)
副会長 森繁八千子さん(宮内1)
〃 福島和子さん(村之郷2)
会計 上田 忍さん(宮内1)

地域おこし協力隊だより

地域おこし協力隊

横倉 大介

今年の除雪作業は2年生という事もあり機械の扱いもだいぶ慣れてきました。比之宮に来て初めての大雪も貴重な体験でした。私事ですが、フォークリフトと車両系建設機械の技能講習に行きました。どちらも2日間の講習で去年大型特殊を取得していたので短い期間で取得できましたが、持っていないと倍々という講習になってしまいました。こちらに来てから重機に興味を持つようになり定住後のスキルアップに繋がっていると思います。実技テストには合格しても体の一部のように操作できるようになるには熟練の技術が必要だと感じました。

さて協力隊の活動ですが、今ある事業の継続を考えた時に、組織化をしていかないといつか終わってしまうのではないかと、今年になってから強く感じました。2月、3月は比之宮に合った組織化のスタイルが見つかればと思いきや事業の起業セミナーや研修に参加しました。そこではいろいろな事業化の事例やグループワークでの自分以外のアイデアなど今まで思いつかなかった考えなどとても参考になりました。また合宿での研修では、事業計画の作成から労務関係や支援団体、グループワークでは半農半Xなどについて勉強しました。また、ホンモロコ事業もそろそろ始動する中で4月から協

力隊体制も変わり忙しくなっていますが、なんとか形にして次に繋げたいと思っていますので、みなさんに迷惑をおかけする事もあるうかと思いますがよろしくお願いします。

集落支援員だより

比之宮集落支援員

長畠 八志登

今年1年を振り返るとともに、平成23年から交流センターに勤めている6年間を振り返っています。この6年間でどれだけ地域の皆さんにとって役に立ったのだろうかと考えています。私は働くということは、「傍を楽にする」ことだと思っています。しかしながら、交流センターでやっていることは「傍を苦しめている」のではないかと、不安に思いながら勤めています。

公民館に来られる人の多くは、笑顔いっぱい活動され、笑い声がよく聞こえます。公民館には自分が好きなことをするために来られています。それに対して交流センターには、義務的に来られる事が多く、好きで来ておられる人ばかりではないと思っています。

今年の公民館事業の一つとして、比之宮地区の児童を対象にした県の補助を受け、「ふるさと体験活動モデル調査研究事業」を実施しました。県や教育委員会にお世話になり実施しました。その研究調査結果として①小さな失敗を恐れない。(非依存)②嫌がらずによく働く。(まじめ勤勉)③人の心の痛みがわかる。(思いやり)④早寝早起きである。(日常的行動力)⑤洗濯機がなくても手で洗濯できる。

(野外技能・生活)などの項目について顕著な変化が現れたそうです。このようなプラス変化はキャンプに協力いただいた婦人会、フレンド比之宮、蟠龍倶楽部、子ども会育成会等約30人のスタッフの皆様のお陰によるものと思います。ありがとうございます。

子どもは社会の鏡といわれます。私は公民館活動は「子どもたちが健全に育つこと」を目的に行なっているといっても、過言ではないと思っています。子どもは大人の後ろ姿を見て育つとも言われます。地域をあげて、子どもの健全育成にご理解ご協力をお願いいたします。

文芸広場

俳句



バス停の待つ間の長し雪しまく

大久保 朝子

真夜に窓覗き確かむ雪の高

高橋 和子

やうやくに消へたる庭じつかと雪

渡邊 光廣

峡を穿ちて深し雪晴間

選者吟

服部 康人

川柳



身に合った日々の年を新たに

三上 美和子

生きる術納得をせぬまま八十路

大畠 千代枝

諦めれば目の前にある探し物

大久保 朝子

元気そうねと言われる私の丸い顔

福井 益代

軒下でつまみ溜め込む吊し柿

波多野 祐康

福の神だけがなかなか来てくれない

選者吟

森口 時夫

世界人権宣言

第11条 1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような交渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1. すべての人は、各国の境界内において自由に移動及び移住する権利を有する。2. すべての人は、自国その他いすれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1. すべての人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。2. この権利は、政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもつばら原因とする訴追の場合には採用することはできない。

行事等案内板

〇二〇二〇健康教室

3月24日(金) 午前10時～11時30分

〇寿光会総会

3月27日(月) 午前9時～

〇ふれあい祭り反省会

3月31日(金) 午後7時～

〇療育音楽(ドレミ倶楽部)

4月10日(月) 午後2時～

〇二〇二〇健康教室

4月14日(金) 午前10時～11時30分